

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により工事の請負者を選定するので、次のとおり公告する。

伯耆町長 小澤 敦彦



1 工事の概要

- (1) 工事の名称 伯耆町総合スポーツ公園遊具設置工事
- (2) 工事の目的

伯耆町総合スポーツ公園は、「岸本B&G海洋センター（体育館・プール）」、「野球場」、「ラグビー場」、「多目的グラウンド」、「グラウンドゴルフ場」を有する社会体育施設で、その敷地内に設置する「ちびっ子広場」は、幼児から小学生までを対象とした遊具を設置し、休日等の余暇を家族等で過ごせる遊戯施設である。

近年、施設の老朽化に伴い利用できる遊具が減少していることから、新たに複合遊具及び休憩スペース、小型インクルーシブ遊具を一体的に整備し、施設の長寿命化と利便性の向上を図り、来園する全ての利用者が憩い楽しめる場を創出する。

- (3) 工事の内容

次のアからイに定める工事。

なお、詳細は伯耆町総合スポーツ公園遊具設置工事設計・施工プロポーザル（公募型）技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）による。

ア 次の既存遊具の撤去 ※基礎部含む

- (ア) 木製複合遊具 2カ所
- (イ) タイヤブランコ
- (ウ) 花（固定型）4カ所 動物（固定型）3カ所
- (エ) 木製ベンチ 2カ所

イ 次の遊具等の設計、製造及び施工

- (ア) 複合遊具 ※休憩スペース含む（ベンチ等）
- (イ) 小型インクルーシブ遊具

- (4) 工事期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

- (5) 予算額 19,998千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本町から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない者であること。
- (2) 本町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- (4) 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

- (6) 国、都道府県及び市町村の租税公課に滞納がないこと。
- (7) 次に掲げる要件を全て満たす技術者を専任で配置できること。
 - ア 平成 27 年度以降に同種遊具の施工管理を行った実績があること。
 - イ 1 級土木施工管理技士若しくは 2 級土木施工管理技士又はとび・土工工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者。
- (8) 一般社団法人日本公園施設業協会（以下「J P F A」という。）の S P 認定企業であること。

3 町内事業者への配慮

下請け及び再委託の必要がある場合は、町内事業者への発注に努めること。ただし、技術的に施工できる町内事業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは町内事業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

4 選定委員会の設置

- (1) 技術提案書等の審査を行うため、伯耆町総合スポーツ公園遊具設置工事技術提案書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、学識経験者、利用者、行政関係者等の町長が適当と認める 5 名以上の者で構成する。
- (3) 選定委員会は、書類審査及びプレゼンテーションにより審査を行う。

5 技術提案書の評価と最優秀提案者の選定

別に定める伯耆町総合スポーツ公園遊具設置工事設計・施工プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、技術提案書及び施工能力を評価し、その評価点の合計点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者も得点順に順位付けを行う。

(1) 技術提案書

審査基準に定める次の評価項目に基づき評価を行う。

ア 全般

- (ア) コンセプト（提案内容の妥当性）
- (イ) 維持管理（維持管理の容易さ、経済性）

イ 複合遊具

- (ア) 遊びの種類・形態（多様な遊びの提供）
- (イ) デザイン（利用者への印象）
- (ウ) 誰もが利用しやすい工夫（ユニバーサルデザインへの配慮）
- (エ) 遊具の構造（安全性の確保）
- (オ) 休憩スペース（ベンチ等の数量・配置）

ウ インクルーシブ小型遊具

- (ア) デザイン（利用者への印象）
- (イ) 設置場所（誰もが利用しやすい場所への設置）
- (ウ) 誰もが平等に利用できる遊具（インクルーシブ対応）
- (エ) 遊具の構造（安全性の確保）

(2) 施工能力関係

審査基準に定める次の評価項目に基づき評価を行う。

ア 施工実績

同種遊具の施工実績

イ 技術者評価

配置予定技術者の同種遊具整備工事の施工管理実績及び保有資格

6 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、随意契約を締結する。
この場合、評価点数が同点となって最優秀提案者が複数ある場合は、技術提案書とともに徴集した見積書の価額が最低の者を最優秀提案者とする。

この協議には、技術提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、前記により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 手続き等

(1) 問合せ先

〒689-4102 鳥取県西伯郡伯耆町大原 1006 番地 3

伯耆町総合スポーツ公園

電話 0859-68-3775

ファクシミリ 0859-68-4758

電子メール kaiyousent@houki-town.jp

(2) 作成要領等の交付

作成要領等は、次に掲げるインターネットのホームページから入手するものとする。

伯耆町ホームページ (<http://www.houki-town.jp/>)

8 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）を令和7年10月 3日（金）午後5時（必着）までに7の（1）の場所へ提出し、参加資格の審査を受けること。

（1）参加申込書の提出は、持参又は書留郵便によるものとする。

（2）持参による提出の受付時間は、休館日（月曜及び祝日の翌日）を除く日の午前9時から午後5時までとする。

（3）参加資格の確認の結果は、令和7年10月 8日（水）までに通知する。

（4）参加資格の確認の結果、参加資格がないと認められた者については、技術提案書等の提出を受け付けられないものとする。

（5）参加資格がないと認められた者は、町に対して参加資格がないと認めた理由について、令和7年10月10日（金）までに書面（様式は自由とする。ただし、A4判とする。）により説明を求めることができる。

（6）町は、説明を求められたときは、令和7年10月17日（金）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

（7）参加申込書に虚偽の記載が認められた場合、参加申込書は無効とする。

9 現場説明会

技術提案に当たっての現場説明会は開催しない。

ただし、現場確認については、伯耆町総合スポーツ公園の営業日であれば自由に行ってよいが、希望者は事前に伯耆町総合スポーツ公園（0859-68-3775）に連絡し、了解を得た上で行うこと。

10 技術提案に係る質問

（1）技術提案書に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成しメール又はファクシミリにより7の（1）の場所に提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。

（2）質問書の提出期限は、令和7年 9月26日（金）午後5時（必着）までとする。

（3）質問に対しては、令和7年10月 1日（水）までに回答する。なお、回答内容は、7の（2）のホームページにより、全ての提案者に対して情報提供する。

11 技術提案書等の作成及び提出

(1) 作成方法

技術提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

(2) 提出期限

令和7年10月21日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法

技術提案書等の提出は、持参又は書留郵便によるものとする。

なお、持参による提出の受付時間は、休館日（月曜及び祝日の翌日）を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出場所

7の(1)に同じ。

12 技術提案書のプレゼンテーションの実施

10月下旬に開催を予定している選定委員会において、プレゼンテーションを実施する。

なお、日時等詳細については、別途連絡する。

13 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。この場合において、伯耆町財務規則（平成17年伯耆町規則第43号）第147条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、伯耆町財務規則第147条第3項の規定又は伯耆町建設工事執行規則（平成17年伯耆町規則第50号）第8条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 スケジュール（一部予定含む。）

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 本プロポーザルの実施要領の掲示 | 令和7年 9月19日（金） |
| (2) 質問書の受付 | 令和7年 9月26日（金）午後5時まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和7年10月 1日（水）まで |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和7年10月 3日（金）午後5時まで |
| (5) 参加資格の有無の回答 | 令和7年10月 8日（水）まで |
| (6) 技術提案書等の提出 | 令和7年10月21日（火）午後5時まで |
| (7) 選定委員会（プレゼンテーション） | 令和7年10月下旬 |
| (8) 最優秀提案者と随意契約締結 | 令和7年11月初旬 |
| (9) 最優秀提案者の公開 | 随意契約締結後 |

15 その他

(1) 技術提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した技術提案書及び虚偽の記載がなされた技術提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果（採用の可否及び順位）は、最優秀提案者の選定後、文書で提案者全員に通知する。

(4) 経費負担

提案者が本プロポーザルに要した全ての費用は当該提案者の負担とする。

(5) 技術提案書の取扱い

技術提案書は、原則として返却しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の技術提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の技術提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 町は提案者に対して、技術提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること。

その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) 設計、製造及び施工に係る留意事項

ア 遊具等の設計にあたっては、施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法及び施工時期を記載すること。

イ 既存遊具等の撤去にあたっては、鳥取県土木工事共通仕様書によること。